平成２６年（フ）第５０３３号
神奈川県横浜市戸塚区汲沢３丁目32―１
債務者　尾崎　光禧
１　決定年月日時　平成26年６月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　早稲田祐美子
４　破産債権の届出期間　平成26年７月２日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年７月25日午前10時
６　免責意見申述期間　平成26年７月25日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５０９２号
東京都杉並区高円寺南５丁目40―３―303
債務者　豊川　祐悦
１　決定年月日時　平成26年６月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　森田　岳人
４　破産債権の届出期間　平成26年７月２日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年７月25日午前11時
６　免責意見申述期間　平成26年７月25日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５１０１号
東京都練馬区東大泉２丁目１―37―103
債務者　齋藤　千晶
１　決定年月日時　平成26年６月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　枝廣　恭子
４　破産債権の届出期間　平成26年７月２日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年７月25日午前11時30分
６　免責意見申述期間　平成26年７月25日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５１４５号
東京都足立区舎人２丁目15―３
債務者　飯島　美紗（旧姓山崎）
１　決定年月日時　平成26年６月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　黒須　雅大
４　破産債権の届出期間　平成26年７月２日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年７月25日午前10時30分
６　免責意見申述期間　平成26年７月25日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５１５５号
東京都荒川区東尾久２丁目29―９―101
債務者　五十嵐幸弘
１　決定年月日時　平成26年６月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　佐々木　茂
４　破産債権の届出期間　平成26年７月２日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年７月25日午後２時
６　免責意見申述期間　平成26年７月25日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５１７５号
東京都町田市広袴町669―２―102
債務者　杉浦美佐子
１　決定年月日時　平成26年６月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　橋本　　優
４　破産債権の届出期間　平成26年７月２日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年７月25日午前11時30分
６　免責意見申述期間　平成26年７月25日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５１７８号
神奈川県横浜市中区本牧町２丁目318―301
債務者　加賀ひろみ
１　決定年月日時　平成26年６月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山内　　隆
４　破産債権の届出期間　平成26年７月２日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年７月25日午後２時
６　免責意見申述期間　平成26年７月25日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３８１号
神戸市灘区篠原北町４丁目９番３―202号
債務者　藤田　　泉
１　決定年月日時　平成26年６月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　堀田　亜紀
４　破産債権の届出期間　平成26年７月８日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年８月27日午前10時
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
７　免責意見申述期間　平成26年８月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１４６号
鳥取県鳥取市古市615番地　サンライズ甚九102号、旧住所鳥取県鳥取市浜坂４丁目１番12号　インプレス・桜202号
債務者　操上笑美子（旧姓納山）
１　決定年月日時　平成26年６月５日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小松　哲也
４　破産債権の届出期間　平成26年７月７日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年８月18日午前10時10分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
７　免責意見申述期間　平成26年８月15日まで
鳥取地方裁判所民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第１２６号
愛知県稲沢市祖父江町山崎鶴塚477番地
債務者　ＪＩＭＯＩＣＨＩこと　吉川　秀二
１　決定年月日時　平成26年６月２日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第１４６号
北海道亀田郡七飯町大川２丁目10番７号（住民票上の住所）
債務者　三浦　清美
１　決定年月日時　平成26年６月５日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年７月24日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第１６２号
函館市亀田本町33番17号
債務者　稲村　幸裕
１　決定年月日時　平成26年６月５日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年７月24日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第１６５号
北海道二海郡八雲町栄町13番地１　コミュニティホーム八雲、住民票上の住所北海道二海郡八雲町相生町25番地９
債務者　森　　ミヱ
１　決定年月日時　平成26年６月５日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年７月24日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第１６８号
函館市東山１丁目１番２号
債務者　下山　鮎美
１　決定年月日時　平成26年６月５日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年７月24日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第７号
岩手県宮古市近内第７地割７番地13
債務者　桜庭　一美
１　決定年月日時　平成26年６月４日午前11時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年７月25日まで
盛岡地方裁判所宮古支部